

後期高齢者医療制度のお知らせ

北海道後期高齢者医療広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「広域計画」と被保険者の健康の保持増進事業のための「保健事業実施計画」について、平成30年度からの新たな計画を策定しています。計画の策定にあたり、次のとおり町民の皆さんから意見を募集します。

- 募集案件
 - ・北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画
 - ・北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（第2期）

～町民の皆さんから意見を募集します～

- 募集期間 11月29日(木)～12月28日(木)
- 計画（原案）および募集要領の閲覧 11月29日から北海道後期高齢者医療広域連合のホームページ（<http://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail/00000225.html>）に掲載します。
- また、北海道後期高齢者医療広域連合および役場福祉保健課でも閲覧できます。
- 問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合（〒060-0062 札幌市中央区南2条14丁目国保会館6階 ☎ 011-290-5601）

■問合せ 福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

脳ドックの受診に助成があります

脳ドックの検査費用の全額を助成します。（オプションで付加された検査費用は助成対象外です）

- 対象 後期高齢者医療被保険者
- 助成の流れ
 - ①各自で医療機関に連絡し、脳ドックの受診の

- 予約をします。
- ②印鑑を持って役場福祉保健課医療給付係に申し込みます。
- ③役場から助成対象者に決定通知が届きます。
- ④脳ドックを受診します。
- ⑤申請書を記入し、領収書・印鑑・通帳を持って役場福祉保健課医療給付係に申請します。
- ⑥脳ドック検査費用を助成します。

1店舗が訓子府町店舗出店等支援事業補助金に認定されました

認定審査会議が11月15日に開催され、次の事業が認定されました。

事業名	飲食店開業出店事業
申請者（事業主体）	富山 美千子
事業内容	・店舗 旧八島印刷所 空き店舗改修 ・店舗面積 77.76㎡ ・業種、業態 飲食業

■問合せ 農林商工課（☎ 47-2116 役場2階 窓口13番）

平成29年度自衛官募集

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所（☎ 23-6826）

募集種目	資格	受付期間	試験期日（1次）
自衛官候補生（男女）	18歳以上27歳未満	年間を通じて	12月9日(土)（美幌） ・10日(日)（帯広）
高等学校生徒	推薦 17歳未満の中卒（見込含む）男子 ※中学校長などの推薦が必要	11月1日(水)～12月1日(金)	30年1月6日(土)～8日(月)祝 ※いずれか1日を指定されます
	一般 17歳未満の中卒（見込含む）男子	11月1日(水)～30年1月9日(火)	30年1月20日(土)（北見）

歳末火災特別警戒

12月15日から31日まで

12月15日から31日までの17日間、全国一斉に「歳末火災特別警戒」が行われます。

季節柄、暖房などの火気の使用が増え、年末の慌ただしさから、火の元の点検や後始末がおろそかになり「つい、うっかり」型の火災が発生しやすくなります。

火の取り扱いに十分注意し、火災のない明るい新年を迎えましょう。

- 家庭での火災予防対策
 - ・就寝前、外出時は火の元を点検しましょう。
 - ・ストーブなど暖房器具の給油時、移動時には火を止めましょう。
 - ・たばこは灰皿のある場所で吸い、寝たばこやポイ捨てはやめましょう。
 - ・調理中はその場から離れず、やむを得ず離れる際は必ず火を消しましょう。
 - ・家の周囲には、燃えやすいものを置かないよ

■問合せ 消防署訓子府支署（☎ 47-2419）

うにしましょう。

- 万ーに備えて
 - ・住宅用消火器具の備え付けや使用方法について確認しましょう。
 - ・火災の逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

一般家庭の予防査察

- 市街地区（消防団員が実施）
12月3日(日)
栄町、若富町、元町、旭町、日出町

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- とき 平成30年1月28日(日)
- ところ 北見市（北見工業大学）
- 種類 全種全類
- 受付期間
 - ・書面申請 12月7日(木)～14日(木)
 - ・電子申請 12月4日(日)～11日(日)

水道の凍結に注意を

水道が凍結しやすい季節になりました。気温がマイナス4～5℃になると、日中でも水道が凍ることがあります。長時間家を空けるときや凍結注意報が出たときは、水道凍結に十分注意しましょう。

◆水道を凍結から守るには◆

- 床下の換気口を閉め、冷たい風を防ぎましょう。
- 水道の水抜き栓を動かし、正常に水落としができることを点検しましょう。（蛇口から水を出した状態で水抜き栓を「止まる、または水抜き」に動かし、蛇口に軽く当てた指先や手のひらが吸い付くようなら正常です）
- 外出時や日中でも寒さが厳しいときは、必ず水落としをしましょう。

◆もし、凍らせてしまったら◆

水道が凍結したときは、水道管にタオルなどを巻き、80度前後のお湯をかけて15分程度そのままにしておくと、軽い凍結であれば水が出る場合があります。

それでも水が出ないときは、指定給水装置工事業者に連絡してください。

注意：凍結した箇所へ直接、熱湯や直火を当てると、管の破裂や火災の危険があります。

◆凍結修理費用は、使用者の自己負担です◆

配水管（町が所有している本管）から分岐して家庭の蛇口までの部分を「給水装置」といいます。町が貸し付けている水道メーター以外の給水装置は、個人の所有物（財産）です。所有者や使用者が維持管理することになっていますので、水道凍結の修理や改造にかかる費用は、皆さんの負担となります。

訓子府町内指定給水装置工事事業者
（町外指定給水装置工事事業者 17社）

黒川管機工業所	末広町	☎ 47-4337
訓子府機械工業㈱	東町	☎ 47-2131
丸建工業㈱	穂波	☎ 47-3036
㈱長谷川水道設備	日出	☎ 67-3750
久島工業㈱	東町	☎ 47-2038

※町外指定業者についてのお問い合わせは上下水道課（☎ 47-2118）へ。

